

令和4年(2022年)第7回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月27日(水) 午後1時25分から午後2時2分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木 隆志		
会長職務代理者	7番	大野 智美		
委員	1番	大田 和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤 寿恵	4番	長井 修
	5番	久保 正人	6番	笹塚 成之
	8番	高橋 洋	9番	茶谷 久登
	10番	芳賀 修一	11番	大道 正幸

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用について
- 第 5 報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について
- 第 6 報告第3号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 7 報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について
- 第 8 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
- 第 9 報告第6号 農用地利用関係の調整結果について
- 第10 報告第7号 ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について
- 第11 議案第1号 土地の現況証明願出について
- 第12 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第13 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第14 議案第4号 農用地利用関係調整委員の指名について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 高田 伸次

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年、第7回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により

議長において、

1番 大田和広君 2番 大橋敏範君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長、高田係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和4年、第6回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第5条の規定による農地転用について」の件、

日程第5、報告第2号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」の件、

日程第6、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」の件、

日程第7、報告第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件、

日程第8、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件、

日程第9、報告第6号「農用地利用関係の調整結果について」の件、

日程第10、報告第7号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件、7件を一括議題といたします。

事務局

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局 報告第1号の朗読・説明】

新幹線施設建設による転用であり、許可不要となっています。

図面は5、6ページです。

以上で報告第1号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読・説明】

2件の報告がありました。昨年9月に報告を受けたときと同様で進捗50%です。

トンネル掘削工事が遅れており今後、一時転用期間を延長するため事業計画変更承認申請がされる予定となっております。

図面・写真は、7ページから11ページに添付しております。

以上、報告第2号を終わります。

【事務局 報告第3号の朗読・説明】

3件の報告がありました。法人形態については、株式会社、有限会社となっております要件を満たしております。売上高については、全て農業関連事業での売り上げであり、構成員要件は、全て農地提供者か農業常時従事者が議決権を持っており50%を超える農業関係者の要件を満たしています。農業・農作業従事要件は、役員の全てが農業・農作業に従事しており農地所有適格法人の要件を全て満たしております。

要件確認書は、13ページから15ページに添付しております。

以上、報告第3号を終わります。

【事務局 報告第4号の朗読・説明】

4月に利用調整した農地について所有権移転の嘱託登記が終了しました。なお、宅地・原野になっていた部分について畑に地目変更登記も行っています。

図面は、17ページに添付しております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

【事務局 報告第5号の朗読・説明】

1番は、所有者が作付けを行うため返還ですが、通知がされていなかったため今回の報告になりました。賃貸借当初から賃貸人が作付けしていなかったようですが、賃貸借は設立しているため、合意解約の通知がありました。2番は、借人である方が転出したための合意解約です。

2件とも6カ月以内の農地の返還であるため許可は必要ありません。

図面は19ページ、20ページに添付してあります。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

【事務局 報告第6号の朗読・説明】

6月16日に申出を受け、7月12日に農用地利用関係調整委員会を開催し利用調整を行いました。金額などをご覧のとおりとなっています。

支払期限が令和4年12月までとなっています。

22ページに図面を添付しております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

【事務局 報告第7号の朗読・説明】

農家住宅を農地転用申請するには農用地区域を除外する必要があります。現在、市街地に住んでいますが効率的な農業経営を行うため経営地の近くに後継者住宅を建築するため農振除外の協議がありました。近くに2種・3種農地はなく原野などの適地がなかったことから、農地転用を行うため速やかな手続きが必要であり、次回総会まで待つことができないため、農用地区域除外はやむを得ないものとして会長専決処分をしています。

なお、町のほうで農振除外の手続きをしておりますが、今後農地転用申請が行われる予定となっております。

24ページに周辺航空写真、25ページに位置図、26ページに求積図、27ページに土地利用計画図、28、29ページには建物の平面図、立面図が添付してあります。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第7号を報告済とします。

日程第11、議案第1号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

7月5日に現地確認を行いました。

農振農用地であり要綱上現況確認の対象外となっていますが、耕作道路として利用されている施設であり転用許可が不要な施設であるため今回確認を行い非農地とする願出があったものです。なお、農用地に指定されている場所であっても3メートル以下の農道の設置、90㎡未満の農業用施設の設置等については許可は必要ありません。図面は31ページに添付しております。国道5号線を豊浦に抜ける道々を豊浦側に走った道路沿いの土地となります。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

引き続き、当番委員であります芳賀委員より、補足説明をお願いします。

芳賀委員

【芳賀委員 補足説明】

10番 芳賀です。

現地調査に係る補足説明をいたします。

先般、7月5日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

奥の田に入る耕作道路として利用されており、農地以外であると判断して問題ないと思います。

委員のみなさんのご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これより、議案第1号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第1号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第2号の朗読・説明】

両親と同居している現経営者が手狭になったため新たに農家住宅を建設するための転用申請となります。住宅建築面積72㎡、通路や堆雪場・浄化槽敷地など含め全部で敷地面積267㎡の転用となります。

33ページの図面、34ページの調査書にある農地区分にあるとおり、10ヘクタール以上の集团的農地であり第1種農地と判断しております。第1種農地は原則転用できませんが、37ページの4にあるとおり農家住宅については、農地法施行規則第38条の規定によりニセコ町農業振興整備計画に掲載されている施設については許可することが認められております。

34ページに戻っていただいて(3)の代替地に関してですが、周辺には第2種、第3種農地はなく、非農地も倉庫など別の建物が建築されており利用できる土地はないため代替地はないと判断しております。

一般基準、添付書類はそれぞれ35ページ、36ページに添付しているとおりで

です。
35ページの下段にあるとおり、農用地の除外は7月7日に完了しており、37ページ5の総合判断にあるとおり転用はやむを得ないのではないかと考えております

38ページに土地の実測図、39ページに土地利用計画図、40ページに立面図、41ページは平面図を添付しております。

なお、3,000㎡未満の農家住宅であるため、北海道農業会議への意見聴取は行いません。

以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

引き続き、地区担当委員であります久保委員より、補足説明をお願いします。

久保委員

【久保委員 補足説明】

5番 久保です。

現地調査に係る補足説明をいたします。

転用計画地は、畑の北側に建築予定であり農地を分断するような転用ではありません。敷地は砂利による敷地の設置であり雨水の畑への流出や建物による

日照減など農地への影響は軽微だと思われ、隣接農地の利用には悪影響はないと思います。

また、浄化槽処理水は地下浸透による計画であり処理水での支障はないと思います。

委員のみなさんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第3号の朗読と説明】

本案については、所有権の移転が1件、利用権の再設定が3件、合計4件で農用地利用集積計画の総面積は、59,483㎡となっております。

1番は、報告第4号で報告した利用調整に伴うものであり金額、面積等は先ほど報告したとおりです。

2番～4番は期間満了による利用権の再設定です。3番は、10アール当たり金額が両者による同意により10,000円から5,000円に変更となっておりますが、期間、面積などの条件に変更はありません。2番、4番の条件は以前の契約と変更ありません。

なお、調査書は、45ページから47ページにあるとおり、受け手の方は全て認定農業者で農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全部効率利用、農作業常時従事、継続安定的農業経営の各要件に適合しています。位置図は、48ページから52ページに添付しております。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか？

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第 14、議案第 4 号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第 4 号の朗読と説明】

地区担当が買受人となる可能性があるため、調整委員として隣接委員である 2 名を主任と委員として指名するものです。

図面は 54 ページに添付しています。

以上で、議案第 4 号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第 4 号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか？

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第 4 号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和4年、第7回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。
どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するため
ここに署名する。

令和4年7月27日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 1 番 大 田 和 広

署名委員 2 番 大 橋 敏 範